

徳島県流域下水道事業経営戦略

（令和 7 年度 ～ 令和 17 年度）

（案）

令和 7 年〇月

徳 島 県

目 次

I 趣旨

1	目的	1
2	意義	1
3	位置づけ	1
4	計画期間	1

II 事業の概要

1	沿革	2
2	経緯	2
3	概況	2
4	広域化・共同化・最適化実施状況	3
5	負担金	3
6	組織	4
7	民間活力の活用等	5
8	経営比較分析表を活用した現状分析	5
	経営比較分析表	6

III 将来の事業環境

1	処理区域内人口の予測	7
2	処理水量の予測	8
3	維持管理負担金収入の見通し	9
4	施設の見通し	10
5	組織の見通し	11

IV 経営の基本方針

1	基本理念	12
2	基本方針・目標・主な取組	12

V 投資・財政計画（収支計画）

1	投資・財政計画（収支計画）	14
2	策定に当たっての説明	14
3	未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	17
	<別紙> 投資・財政計画（収支計画）	19

VI 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

1	進行管理	21
2	経営戦略の見直し	21

VII 用語集

用語集	22
-----	----

I 趣旨

1 目的

旧吉野川及び今切川流域の徳島市、鳴門市、松茂町、北島町、藍住町及び板野町の2市4町で展開する「徳島県流域下水道事業」について、経営状況や資産等を正確に把握して経営の効率化を図り、安定的な事業運営を行うため、令和2年3月に経営戦略を策定するとともに、令和2年4月から地方公営企業法を適用した公営企業会計へ移行したところですが、この度、策定から5年間経過することを契機として、最新の状況を反映させてブラッシュアップすることで、下水道サービスの安定的かつ持続的な提供と経営基盤の強化を目的に、徳島県流域下水道事業経営戦略を改定します。

2 意義

下水道は、公共用水域の水質の保全に資するとともに、都市の健全な発達と住民の生活環境の向上に欠くことのできない重要な施設です。

一方、少子高齢化や人口減少時代の到来、節水型社会への変化など社会の潮流は転換期を迎えており、下水道事業の今後の事業運営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

こうした中、国の動向や本県流域下水道の課題を踏まえた下水道事業の経営が必要となっています。

3 位置づけ

経営戦略は、平成26年8月の総務省通知「公営企業の経営にあたっての留意事項について」により、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、事業ごとに策定することが求められているもので、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。

4 計画期間

中長期的な視点から経営基盤の強化に取り組むことができるよう期間を設定します。

この経営戦略では、令和4年度に策定した「とくしま生活排水処理構想2022」において長期目標年次としている令和17年度を、本経営戦略における計画の終期とします。

＜計画期間＞

令和7年度から令和17年度までの11年間

Ⅱ 事業の概要

1 沿革

旧吉野川流域下水道は、平成12年度に旧吉野川流域の2市4町（徳島市（吉野川左岸部）、鳴門市、松茂町、北島町、藍住町、板野町）を関連市町として、県と市町で役割分担を定めて整備を進めてきました。

具体的には、県が「終末処理場」及び「幹線管渠」の整備と管理運営を行い、市町は「流域関連公共下水道」として「幹線管渠と各戸を繋ぐ管渠」の整備（面整備）と管理を行っています。

当初、長期的な下水道の整備計画である「全体計画」区域面積を4,524haとしておりましたが、人口減少や少子高齢化の進行といった社会情勢の変化等を鑑み、令和5年度に整備区域の見直しを行い、1,415haに縮小しました。（見直した区域は合併処理浄化槽での整備区域に変更）

2 経緯

平成12年度	都市計画決定、事業認可取得
平成13年度	幹線管渠工事に着手 鳴門市、松茂町、北島町、藍住町で関連公共下水道事業に着手
平成14年度	板野町で関連特定環境保全公共下水道事業に着手
平成17年度	処理場用地取得、処理場地盤改良
平成18年度	処理場建設工事に着手
平成21年4月	一部供用開始（1/16系列、処理能力5,900m ³ /日）
平成28年12月	処理場増設工事完成（1/8系列、処理能力11,800m ³ /日）
令和2年4月	地方公営企業法の一部適用（財務規定等の適用）
令和5年度	全体計画区域を縮小（4,524ha→1,415ha）

3 概況

法適、非適の区分	地方公営企業法 一部適用（令和2年4月から）
処理区内人口密度 （令和5年度末）	$\frac{\text{処理区域内人口 } 25,027\text{人}}{\text{処理区域面積 } 7.94\text{km}^2} = 3,152\text{人/km}^2$
下水道接続率 （令和5年度末）	$\frac{\text{下水道接続人口 } 12,099\text{人}}{\text{処理区域内人口 } 25,027\text{人}} \times 100 = 48.3\%$
処理区数	1 処理区
処理場数	1 処理場（旧吉野川浄化センター）

4 広域化・共同化・最適化実施状況

(1) 広域化・共同化の状況

旧吉野川流域下水道は、令和3年12月から藍住町のし尿・浄化槽汚泥の本格的な受け入れを開始しており、日平均約900m³の有収水量増加など、徳島県流域下水道事業の経営に寄与しています。

また、老朽化が進んでいる他の生活排水処理施設（コミュニティプラント等）との統廃合を検討するなど、今後も引き続き関連市町と調整の上、広域化・共同化に取り組んでまいります。

(2) 最適化の状況

平成12年度の事業着手以降、20年余りが経過し、人口減少に伴う「使用料収入の伸び悩み」、高齢化の進行による「接続意欲の低下」、厳しい財政状況による「予算確保の難しさ」など、社会情勢が変化するなか、整備済区域の周辺では合併処理浄化槽の普及が進みました。

こうした状況を踏まえ、施設の早期整備が図られるとともに、「県の流域下水道事業」と「関連市町の下水道事業」とが持続可能な経営を両立できるよう、関連市町と協議を重ね、令和5年度に全体計画区域の見直しを行った結果、未着手となっていた下水道区域を廃止又は縮小し、事業効果の早期発現が見込まれる浄化槽区域にシフトするなど、人口減少等の社会情勢や地域のニーズ等を踏まえ、時間軸を勘案した生活排水処理施設の整備手法の最適化を図り、早期かつ持続可能な生活排水処理システムを構築することとしました。

平成11年度の当初計画に比べ、下水道は約7割縮小	
・計画処理面積	69%減（H11当初：4,524ha → R5変更：1,415ha）
・計画処理人口	73%減（H11当初：173,000人 → R5変更：46,343人）
・計画日最大汚水量	68%減（H11当初：94,000m ³ → R5変更：30,400m ³ ）

5 負担金

徳島県流域下水道事業における主な収入源の一つが市町負担金です。本事業では受益者負担の原則のもと、独立採算性を基本として市町負担金を算定しています。

市町負担金は、維持管理負担金と建設負担金に分けられます。

(1) 維持管理負担金

維持管理費は、県が保有する流域下水道施設（下水終末処理場、流域下水道幹線管渠）の維持管理に要した費用です。

この維持管理費に係る市町の負担金は、流入水量1m³当たりの単価を定め、その単価に流入水量を乗じて算定しています。なお、この負担金単価は、関連市町との協定により定めています。

(2) 建設負担金

建設負担金は、流域下水道施設の建設時に建設に要する費用として関連市町の負担としているもので、国庫補助事業の建設費から国費を除いた費用及び単独事業の建設費のうち1/2としています。

参考/下水道法（抜粋）

（市町村の負担金）

第31条の2 第3条第2項又は第25条の2第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

- 2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

6 組織

(1) 職員数

令和6年度の執行体制は、徳島県県土整備部水環境整備課の職員12名です。このうち、徳島県流域下水道事業会計での人件費負担対象は2名です。

なお、(公財)徳島県建設技術センター、テスコ(株)及び(公社)徳島県環境技術センターの3者で構成された「旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体」を下水道施設の指定管理者に指定しており、管理運営業務を担っています。（5年間：令和6年度～令和10年度）

(2) 事業運営組織

事業運営体制は、次のとおりです。

本部機能－県土整備部 水環境整備課（県庁）

現場機能－旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体（旧吉野川浄化センター）

7 民間活力の活用等

(1) 民間活力の活用

平成25年度より下水道施設の管理運営に関する業務を一括して行う指定管理者制度を導入し、現在は「旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体」が指定管理者として、施設の運転、維持管理業務を担っています。

また、現行の指定管理期間の終了後である令和11年度以降を見据え、包括的民間委託やPPP/PFIなど、指定管理制度以外の民間活力の活用についても検討していきます。

(2) 資産活用の状況

現在廃棄物として処理している下水汚泥について、コンポスト化やエネルギー利用など、「資源」として有効活用できる方策を、関係機関と連携して検討していきます。

また、全体計画見直しに伴って付随する未利用地について、利活用方法を多角的に検討して参ります。

8 経営比較分析表を活用した現状分析等

地方公営企業のうち国が指定した事業は、経営・施設等の状況を示す経営指標を用いた経年比較や他団体との比較を行うための「経営比較分析表」を公表することになっています。ここでは、令和5年度末に総務省により公表された、令和4年度決算分の経営比較分析表を添付しています。

経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本県の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の状況や課題の把握を可能とせしめるものです。

これをみると、徳島県流域下水道事業は供用開始から歴史が浅い証左として、水洗化率（接続率）、施設利用率及び有形固定資産減価償却率が低位状態から少しずつ上昇していること、管渠老朽化率が極めて低い値（0%）となっていること等が確認できます。

なお、流域下水道事業は関連市町からの負担金等により運営しており、使用料収入がないため、経費回収率は0%となっています。

また、徳島県流域下水道事業は、令和4年度決算分としては類型団体区分「E3：供用開始後15年未満の流域下水道事業」に属しており、令和2年度からの地方公営企業法財務規定適用以降、同一の類型団体区分「E3」に分類される自治体は存在しないため、現時点においては比較対象となる類似団体はありません。

経営比較分析表（令和4年度決算）

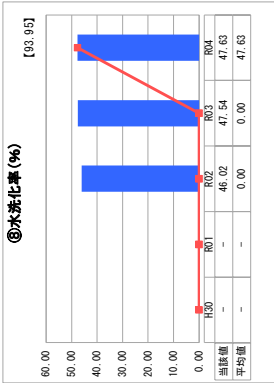
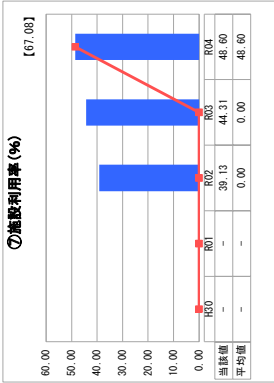
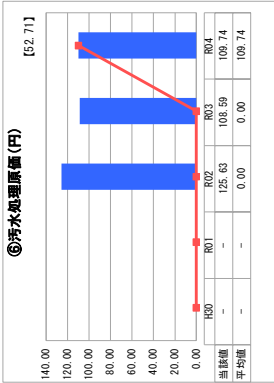
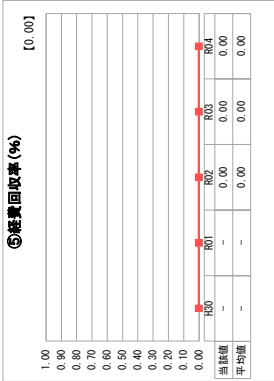
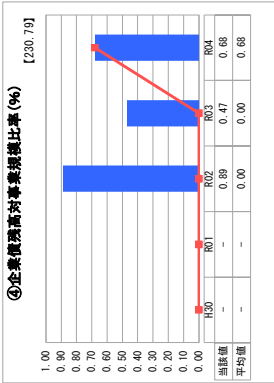
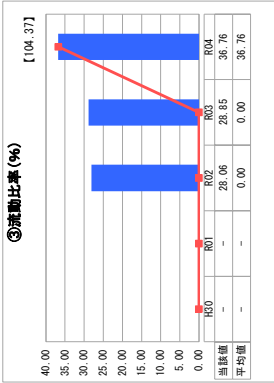
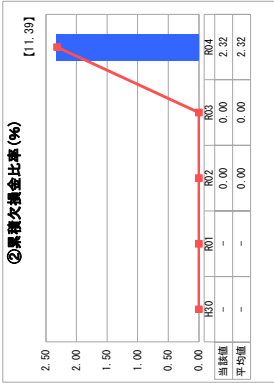
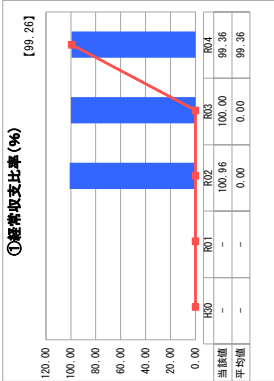
徳島県

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	流域下水道	E3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり要経料金(円)
-	74.27	17.52	105.92	0

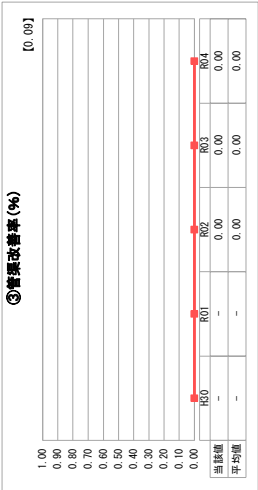
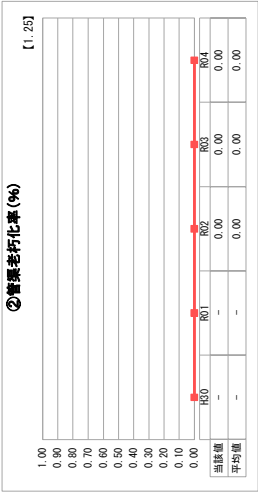
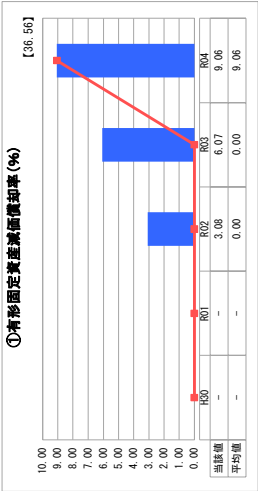
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
718,879	4,146.99	173.35
処理区域人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域人口密度(人/km ²)
24,708	7.67	3,221.38

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経費収支比率及び②累積欠損比率
今年度は、消費税における特定取入の処理に伴い、経費損失を計上しましたが、施設の管理費は流域処理市町村からの負担金により、企業債の元利償還金は一般会計からの繰入によりそれぞれ賄っており、資金の収支の不足はありません。
③流動比率
流動負債には建設改良費に充てられた企業債等が含まれており、数値が低くなっていますが、償還の原資は主に一般会計からの繰入金であり、償還する年度に繰入れが行われるため、短期的な支払能力は確保している。
④企業債残高対事業総債比率
企業債残高対事業総債比率も、その大半は一般会計からの繰入による償還を予定しており、残りの流域処理市町村からの負担金による償還を予定しています。
⑤汚水処理原価
有収水量は増加していますが、今年度は電気代の高騰の影響により数値は増加しました。今後についても有収水量の増加や維持費の削減効果を電気代の高騰による影響が上回る場合、数値の増加が発生すると考えられます。
⑥施設利用率
平成21年4月の供用開始後、有収水量は漸増に増加し、今年度も増加し、1,800t/年（日）に達した。また、今年度も利用者が増加し、1,800t/年（日）に達した。また、今年度も利用者が増加し、1,800t/年（日）に達した。
⑦水収率
流域処理市町村の処理区域の拡大及び接続率向上の取り組みにより、区域内人口及び域内水処理所設置済み人口に比べて、今後増加していくと考えられます。
2. 老朽化の状況について
①有形固定資産減価償却率
算定基礎となる減価償却率計額は、令和2年度に地方公営企業法の財務に関する規定を適用してからの数値となるため、低い値となっています。
平成21年度に採用してからまだ間がなく、老朽化等が認められないことから、営業においては更新の実施はありません。

全体総括

下水道処理の健全性の確保については、下水道への流入水量の増加による収益の増加を図るとも、コスト削減に努める必要があり、啓発活動の強化等により接続率・水収率の向上及び整備による処理区域の拡大により処理水量の増加による収益の確保に努めるとも、指定管理者に代わってコスト削減に努め、効率的かつ健全な経営を継続していくことにより早期の経営安定化を図られるよう努めてまいります。

※ 「経費収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみを類似団体平均値及び全国平均を算出して示す。

1 処理区域内人口の予測

処理区域内人口予測の推計にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所が公表しているデータを参考としています。具体的な推計方法は、次のとおりです。

(1) 令和5年度まで

実績値

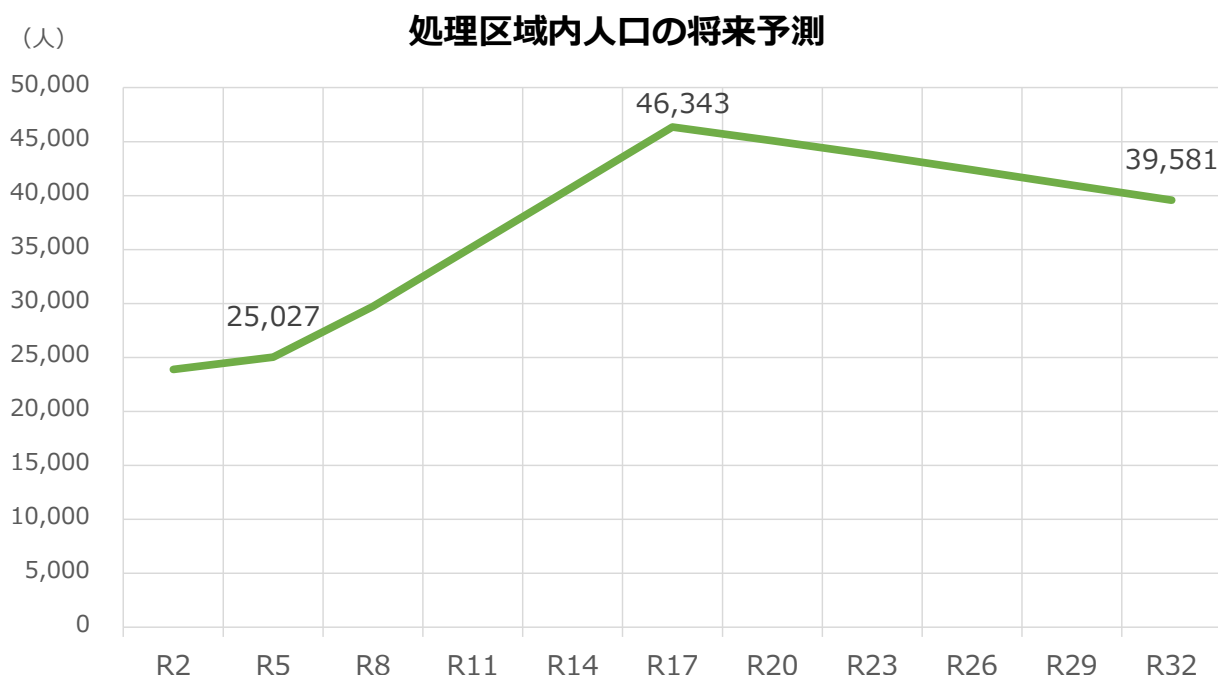
(2) 令和6年度から令和17年度まで

令和5年度に変更した旧吉野川流域下水道の全体計画における将来人口（令和17年度＝46,343人）を処理区域内の最大人口とし、令和5年度人口との差分を均等割したものを、前年度人口にプラスしています。

なお、全体計画における将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値をもとに算出したものです。

(3) 令和18年度から令和32年度まで

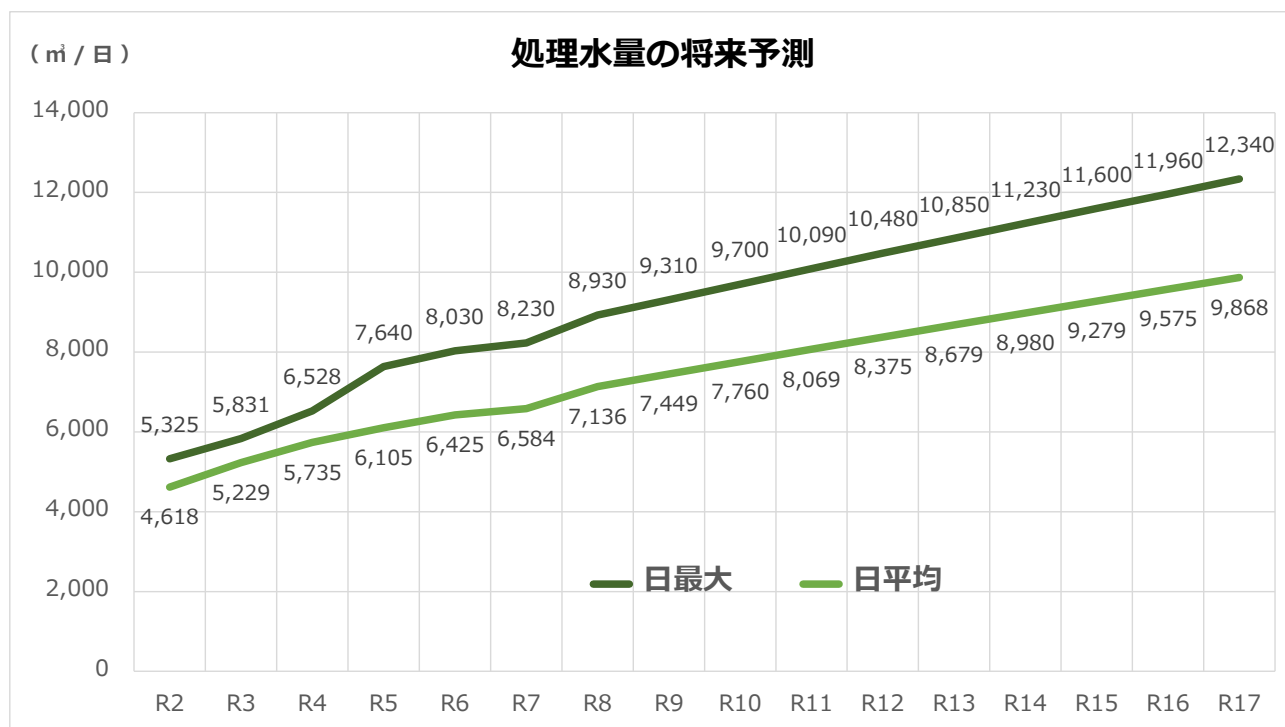
令和17年度推計人口をベースに、国立社会保障・人口問題研究所が公表している流域関連市町の5年毎の推計人口から期間中の人口増減率を割り出し、前年度の処理区域内人口にこれにかけることで各年度の処理区域内人口を推計しています。



2 処理水量の予測

旧吉野川流域下水道は、事業着手が平成12年度、供用開始が平成21年度と歴史が浅く、現在も流域関連市町によって面整備が実施されています。よって、面整備の完了までの間は水量が増加していく見込みです。

処理水量の推計にあたっては、平成30年度から令和5年度にかけての年平均増加水量（322m³）に国立社会保障・人口問題研究所が公表している推計将来人口の増減率を補正係数としてかけたものを各年度間における増加水量と仮定し、前年度の処理水量にこれをプラスすることで各年度の水量を推計しています。（なお、これとは別に令和7,8年度は個別の増減要因を反映しています。）

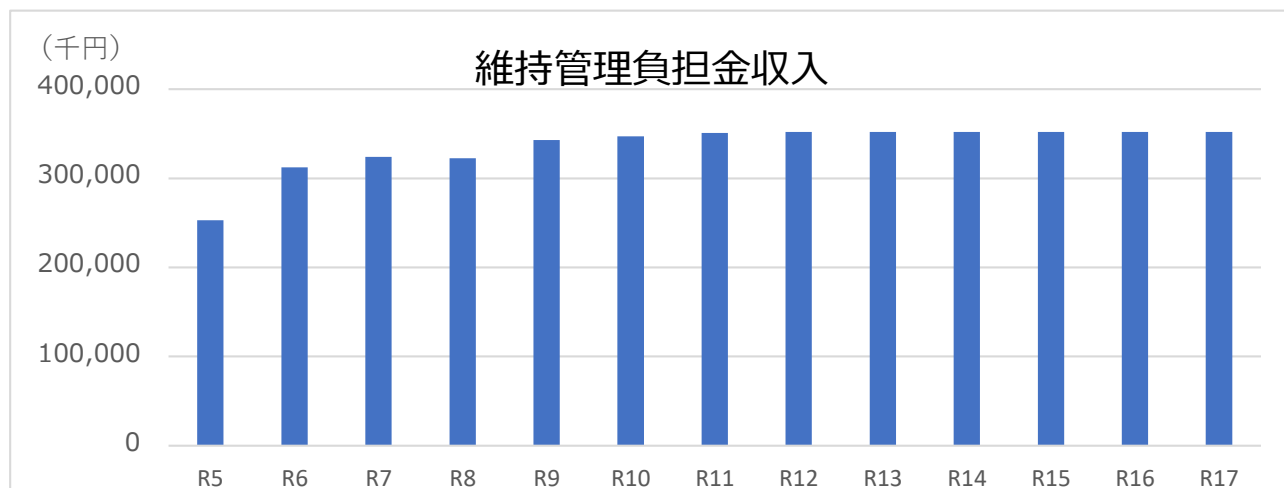


3 維持管理負担金収入の見通し

令和10年度までの間は、施設の管理運営方法として指定管理者制度を活用しており、指定管理料が維持管理負担金の主たるものになります。

なお、令和11年度以降は、施設の管理運営方法をどのようにするか今後検討予定であることから、指定管理料の推計は、現行の指定管理の協定内容と同一であると仮定し、これに予測処理水量を当てはめることによって算出しています。

なお、供用開始前に締結した協定書により、維持管理に要する費用については、関連市町が負担することとなっております。



4 施設の見通し

旧吉野川流域下水道の施設は、「幹線管渠」と「終末処理場」の2種類があります。

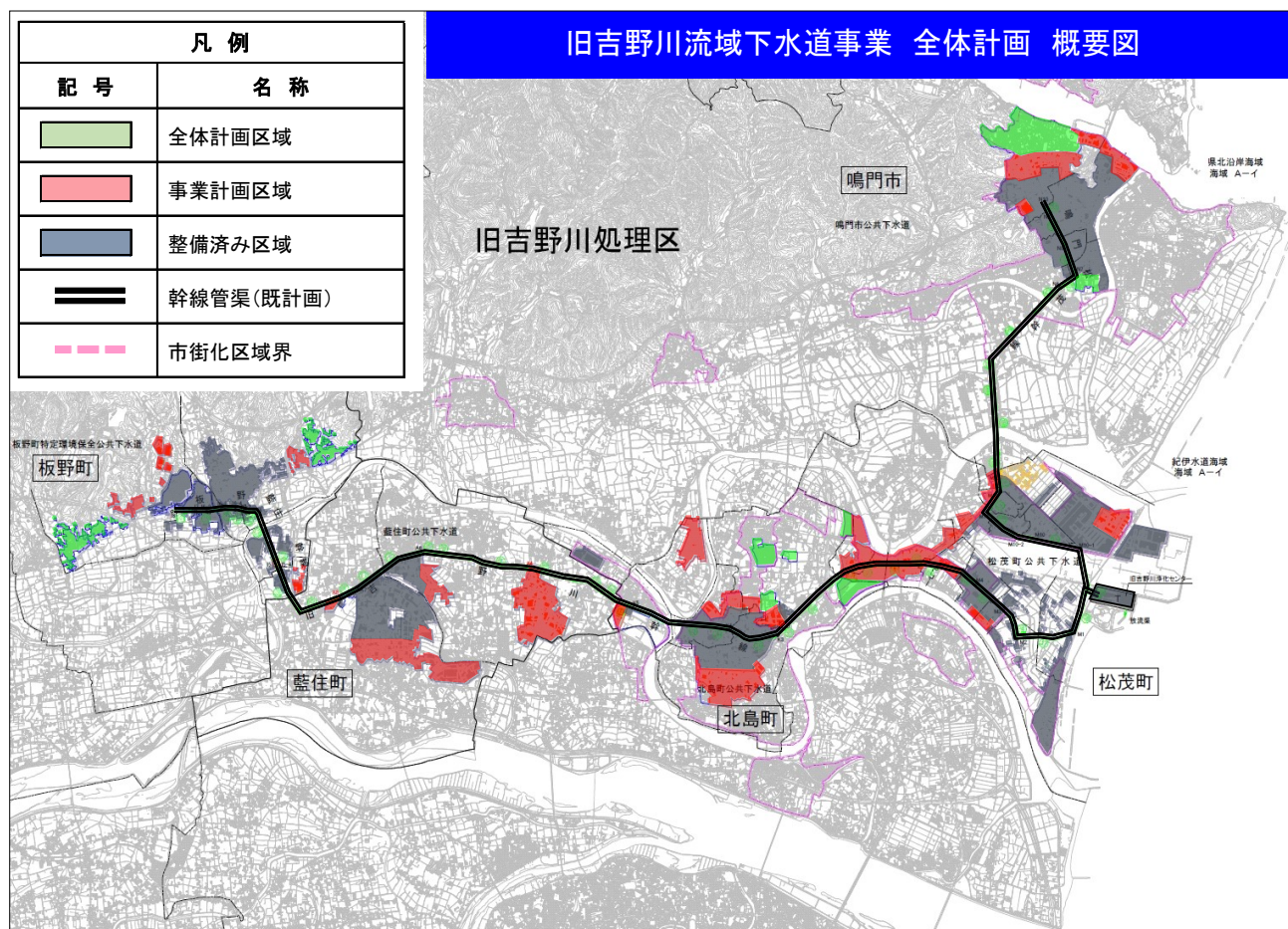
このうち、「幹線管渠」は全て整備済であり、これに接続する面整備を関連市町が現在行っているところです。

一方、「終末処理場」は、現在、全体計画の一部のみ整備済であり、流入水量の増加に伴って、今後水処理施設の増設が必要になると見込んでいます。これは、終末処理場の整備には多額の予算を要することから、汚水流入量の伸びや面整備の進捗状況等に応じて段階的整備を行うこととしているからです。令和15年度頃に現有施設の処理能力を超過すると予測しており、令和14年度末までに水処理施設の増設が必要であると考えています。

なお、全国的な課題となっている下水道施設の「老朽化」という点に関して、当施設は供用開始から比較的年数が浅いため、耐用年数の長い「幹線管渠」については、当面の間は影響は微少であると考えています。

他方、「終末処理場」については、耐用年数が経過している設備や劣化が進行している設備があり、対策が眼前の課題となっています。旧吉野川流域下水道では、持続可能な下水道事業の実現を目的に、処理場の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、計画的かつ効率的に施設を管理するストックマネジメント計画に基づき、適正な管理を実行していきます。

また、老朽化同様に全国的な課題となっている「耐震化」の状況に関しては、当施設は全て耐震性を確保していることから、当面の課題とはなっておりません。



5 組織の見通し

現時点で職員定数の削減計画等は策定されていないため、現行の体制が維持されるものと想定しています。

IV 経営の基本方針

1 基本理念

「未来に引き継げる下水道」の実現

徳島県流域下水道事業は、その設置条例において「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため」に設置することとされており、また、経営の基本として「常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない」と規定されています。

これらの実現をもって、県政の総合計画（徳島新未来創生総合計画）の基本理念である「未来に引き継げる徳島」の実現に寄与すること理念とします。

2 基本方針・目標・主な取組

基本方針① 持続的な下水道機能の堅持

計画的な施設の管理運営に努めることで、下水道サービスの安定的・持続的な提供を維持します。

＜目 標＞ 放流水の水質基準適合率：100%維持

＜主な取組＞

- ・流入水量の増加予測に応じた水処理施設の増設
- ・ストックマネジメント計画に基づく施設の長寿命化対策や改築更新の実施
- ・適切な運転管理の実施

基本方針② 災害に強い下水道の実現

施設の強靱化及び危機管理対応の強化に取り組むことで、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害発生時における下水道機能の維持や早期復旧を図り、安心安全な生活環境の保全に努めます。

＜目 標＞ 大規模災害発生時における下水道機能の維持又は早期復旧

＜主な取組＞

- ・計画的な施設の地震対策の実施
- ・不断のBCP見直し及び実効性確保のための訓練実施
- ・災害時支援協定の締結等による被災時受援体制の確保
- ・上下水道一体での災害対応体制の構築
- ・DXの推進

基本方針③ 経営基盤の強化

経営の効率化に努め、収入増加及び支出削減の両方に取り組むことで、経営基盤の強化を図ります。

＜目 標＞ 経常収支比率：概ね100%以上

＜主な取組＞

- ・ 有収水量増加に向けた広域化・共同化の推進
- ・ 下水道接続人口拡大に向けた普及啓発活動の継続実施
- ・ コンセッションやウォーターPPPといった更なる民間活用の検討
- ・ 下水道資源（下水汚泥、未利用地）の利活用に向けた検討
- ・ GXの推進

徳島県流域下水道のマンホールカード（紹介）



【配布場所】

- ・ 旧吉野川浄化センター（ 平日の昼間 ）
- ・ 月見ヶ丘海浜公園・管理棟（ 休日及び年末年始の昼間 ）

V 投資・財政計画（収支計画）

1 投資・財政計画（収支計画） : 別紙（19頁及び20頁）のとおり

2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

（1）収支計画のうち投資についての説明

【目標】

汚水流入量の増加見込みに伴い必要となる水処理施設の増設を確実に行うとともに、ストックマネジメント計画に基づく計画的な更新・改築等を行うことにより、将来にわたって持続可能な下水道事業の運営を実現します。

① 管渠・処理場等の建設・更新に関する事項

処理場等については、汚水流入量の増加に応じて現在1系列（処理能力11,800m³/日）で運用している水処理施設の2系列目など、必要となる施設の増設を行うとともに、ストックマネジメント計画に基いた老朽化した施設の改築・更新を実施します。

なお、管渠については、耐用年数の経過までしばらく期間の余裕があると考えており、現時点では大きな改築・更新は見込んでいません。

② 広域化・共同化・最適化に関する事項

令和8年度に既存のコミュニティ・プラントを流域下水道へ統合予定です。

また、その他の汚水処理施設の統廃合等についても、関連市町と引き続き協議し、可能性を模索して参ります。

③ 投資の平準化の考え方

処理場の設備について、ストックマネジメント計画に基づく改築・更新が求められる一方で、経営環境を考慮した投資の平準化も必要であると認識しておりますので、多面的に改築・更新の優先順位を検討していきます。

④ 民間活力の活用に関する事項

今後、コンセッションやウォーターPPPといった民間活力を活用した投資について、検討していきます。

⑤ 防災・安全対策に関する事項

終末処理場は、現行の耐震基準において耐震性が確保されているので、収支計画では耐震化工事に係る追加投資は見込んでいません。

なお、大規模な地震等の発生時には、関係機関と連携の上、BCP(業務継続計画)の実行や下水道関係団体との間で締結している災害支援協定等に基づき、下水処理機能の継続や早期復旧を図ります。

(2) 収支計画のうち財源についての説明

【目標】

将来にわたって安定的に流域下水道を住民の方々に供していただけるよう、接続人口増加等による有収水量の確保を促進させるとともに、効率的な運営に努めて経営基盤を強化します。

① 建設費及び維持管理費の負担金収入に関する事項

汚水流入量は今後も増加していく見込みであり、それに伴って維持管理費に係る負担金についても傾向として増加していく見込みですが、効率的な施設の運転管理に努めるなど、可能な限り維持管理費の抑制に努めていきます。

なお、徳島県流域下水道事業の「建設負担金」及び「維持管理負担金」については、関連市町と県で協定書を締結しており、「建設負担金」は国費を除く費用について県が1/2、関連市町が1/2をそれぞれ負担することとし、「維持管理負担金」は原則として関連市町の負担とすることが定められています。

② 企業債に関する事項

期間中、水処理施設の増設、最初沈殿池の整備のほか、老朽化施設の改築・更新などの建設改良事業を見込んでおり、これらの財源として企業債の新規発行を行う予定ですが、既発債の償還が進んでいくことから、差し引いた企業債残高は概して逡減していく見込みです。なお、資本費平準化債などの制度を有効活用し、年度間の負担平準化を図って参ります。

③ 繰入金に関する事項

企業債償還額（元金及び利子）や企業債発行手数料、消費税納付額等を一般会計からの繰入金額として算定しています。

④ 資産の有効活用等による収入増加の取組に関する事項

徳島県行政財産使用料条例に基づき、本来用途の妨げとならない範囲で、処理場の未利用地部分を一時的に使用許可することによって使用料を徴収することがありますが、例外的な措置であることから、その性質上、収支計画上はこれを見込んでいません。

⑤ 広域化・共同化・最適化に関する事項

令和8年度を予定として既存のコミュニティ・プラントを流域下水道へ統合します。これによって有収水量の底上げを図り、収入の増加に繋がります。

広域化・共同化に対する取組は、収入支出の両面から経営の効率化に繋がる可能性があるため、今後も検討を続けていきます。

(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

① 民間活力の活用に関する事項

令和6年度から令和10年度までの間、旧吉野川流域下水道の管理運営業務について、「旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体」を指定管理者に指定して実施しています。

なお、現在の指定管理期間満了後を見据え、維持管理費の縮減に向けて、令和10年度までに今後の管理運営形態として、コンセッションやウォーターPPPといった、更なる民間活力の活用による管理運営の効率化を検討していきます。

② 職員給与費に関する事項

職員給与費については、公営企業会計に従事する職員に係る費用を計上しています。

③ 動力費、薬品費、修繕費及び委託費に関する事項

指定管理費として、旧吉野川流域下水道施設の管理運営に要する経費を計上しています。

当該経費の内訳としては、指定管理業務遂行に要する人件費、電力費、薬品費、光熱水費、污泥等の処分費、設備等の保守点検費、水質試験費、補修費、管渠の維持費、場内清掃費その他の事務費となっています。

なお、これら各費用については、指定管理期間中の流入水量の見込みや過去の実績値などを基に、物価上昇の影響といった社会情勢を考慮し、算定しています。

3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) 今後の投資についての考え方・検討状況

① 広域化・共同化・最適化に関する事項

施設の老朽化、人口減少、施設稼働率、スケールメリットなど、様々な観点から、引き続き広域化・共同化・最適化の検討を不断にしていけることが重要であると考えています。今後も、国の情報や他自治体の事例を参考にしながら関連市町とともに検討していきます。

② 投資の平準化に関する事項

建設事業や改築更新事業などの必要性和経営状況を総合的に勘案し、投資の平準化を図っています。

③ 民間活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）

今後、処理場の改築や管渠の更新などを行うにあたっては、状況に応じてPPP/PFIの活用が効果的かどうか検討を行い、整備していきます。

④ その他

太陽光パネル増設による電力購入量の低減など、経費削減に繋がる投資について検討を行います。

(2) 今後の財源についての考え方・検討状況

① 負担金の見直しに関する事項

負担金のあり方については、今後も関連市町と協議していきます。

② 資産活用による収入増加の取組について

未利用地や下水道施設の上部空間を利用した太陽光発電の導入など、保有資産を活用した収入確保策を検討して参ります。

③ その他の取組

経営改善に寄与する有収水量の増加策について、今後も他自治体での事例等も参考にしながら検討を続けて参ります。

(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況

① 民間活力の活用に関する事項

旧吉野川流域下水道の管理運営については、平成25年度より指定管理者制度を導入し、施設の運転、維持管理業務の経費削減に努めていますが、より効率的な民間活力の活用方法について、引き続き研究を続けて参ります。

② 職員給与費に関する事項

計画期間中、流域下水道事業に係る業務に従事している2名の職員の費用を計上していますが、今後の事業量の推移や業務内容の変化に応じて、適正な職員数について検討していきます。

③ 動力費、薬品費、修繕費及び委託費に関する事項

下水道施設の指定管理者と連携し、流入水量に応じた効率的な運転管理を行うことにより、省エネルギー化に努めるほか、薬品費や汚泥等の処分委託費の低減を図るなど、各種費用の節減に取り組むこととしています。

また、各施設や設備の状態と劣化状況などを見極めながら、日常の運転管理に支障が生じないように適時適切に保守点検を行い、ストックマネジメント計画に基づく維持管理を実施していくことで、長期的な修繕費の削減を目指します。

④ 下水道管路施設の維持管理に関する事項

近年、下水道管路施設に起因する道路陥没事故が全国で年間約3千件と多発しており、深刻な問題となっております。

徳島県流域下水道事業では、このような事故を未然に防ぐためにも、平成27年の下水道法改正において創設された維持修繕基準等に基づき、適切な時期に点検を行うとともに、点検により施設に異状があることが把握された場合は、補修を行うなど、適切な施設管理に努めて参ります。

⑤ その他の取組

下水汚泥の処分コスト削減を目指し、コンポスト化をはじめとした下水汚泥の再資源化を検討して参ります。

また、ビッグデータやIOTなどのデジタル技術を活用したDXについて、経費削減に成功している先行事例を研究するなどして、導入可能性を検討します。

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区分		年度	前年度 〔実績〕	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度	R17 年度
収益的収支	収入	1. 営業収入	253,050	319,807	331,503	329,899	350,182	354,296	358,410	359,276	359,276	359,276	359,276	359,276	359,276
		(1) 料 金 収 入	(A)												
		(2) 受託工事収入	(B)												
		(3) その他	253,050	319,807	331,503	329,899	350,182	354,296	358,410	359,276	359,276	359,276	359,276	359,276	359,276
	支出	2. 営業外支出	659,521	638,097	633,324	633,582	599,326	607,125	582,552	625,317	605,691	608,194	641,616	638,212	638,203
		(1) 補助金	122,195	118,854	119,429	119,667	87,463	86,396	91,323	94,814	93,422	92,884	90,328	86,787	84,445
		(2) 長期前受金戻入	537,167	519,242	513,894	513,914	511,862	518,541	488,951	530,502	512,268	515,509	551,287	551,424	553,757
		(3) その他	159						2,278	1	1	1	1	1	1
		1. 営業費用	808,060	857,333	863,519	861,940	863,502	874,297	848,820	891,238	873,004	876,245	912,023	912,160	914,493
		(1) 職員給与	17,893	18,540	18,540	18,540	18,540	18,540	18,540	18,540	18,540	18,540	18,540	18,540	18,540
収益的支出		基礎職給付	8,399	8,351	8,351	8,351	8,351	8,351	8,351	8,351	8,351	8,351	8,351	8,351	8,351
		(2) 経費	9,494	10,189	10,189	10,189	10,189	10,189	10,189	10,189	10,189	10,189	10,189	10,189	10,189
		動力	253,000	319,551	331,085	329,486	333,100	337,216	341,329	342,196	342,196	342,196	342,196	342,196	342,196
		修繕費													
		材料費													
		その他	253,000	319,551	331,085	329,486	333,100	337,216	341,329	342,196	342,196	342,196	342,196	342,196	342,196
		(3) 減価償却費	537,167	519,242	513,894	513,914	511,862	518,541	488,951	530,502	512,268	515,509	551,287	551,424	553,757
		2. 営業外費用	104,425	99,471	101,303	101,536	86,006	86,618	92,224	93,259	91,963	91,225	88,869	85,328	82,986
		(1) 支払利息	94,589	90,074	89,481	87,425	86,006	86,618	92,224	93,259	91,963	91,225	88,869	85,328	82,986
		(2) その他	9,836	9,397	11,822	14,111									
経常損益		支出	912,485	956,804	964,822	963,476	949,508	960,915	941,044	984,497	964,967	967,470	1,000,892	997,488	997,479
		(D)													
		(E)	86	1,100	5	5		506	△ 82	96					
		(C)-(D)													
		(F)													
		(G)													
		(H)													
		(F)-(G)													
		(E)-(H)	86	1,100	5	5		506	△ 82	96					
		繰越利益剰余金又は累積欠損金	△ 5,861	△ 4,761	△ 4,756	△ 4,751	△ 4,751	△ 4,245	△ 4,327	△ 4,231	△ 4,231	△ 4,231	△ 4,231	△ 4,231	△ 4,231
流動資産		流動資産	251,376	273,823	271,502	238,780	236,114	219,711	208,447	197,265	185,312	175,190	164,294	153,492	141,795
		(J)													
		うち未収金	83,967	151,623	153,902	126,580	130,314	119,711	108,447	97,265	85,312	75,190	64,294	53,492	41,795
		(K)	782,358	777,779	819,275	841,142	875,814	865,677	907,249	916,646	892,463	875,317	683,248	651,949	615,127
		うち建設改良費	531,457	519,889	564,055	591,328	630,669	622,218	660,972	670,130	645,947	628,801	436,732	405,433	368,611
		うち一時借入金	100,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
		うち未払金	126,546	119,015	121,745	122,739	123,870	122,184	125,002	125,241	125,241	125,241	125,241	125,241	125,241
		(L)													
		(A)-(B)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		(A)-(B) × 100													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金		地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金													
		(L)													
		営業収益一受託工事収益	253,050	319,807	331,503	329,899	350,182	354,296	358,410	359,276	359,276	359,276	359,276	359,276	359,276
		(M)													
		地方財政法による資金不足の比率													
		((L)/(M) × 100)													
		健全化法施行令第16条により算定した資金不足													
		(N)													
		健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額													
		(O)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		健全化法施行令第17条により算定した事業の規模													
		(P)													
		健全化法第22条により算定した資金不足比率													
		((N)/(P) × 100)													
		資金不足比率													
		(N)/(P) × 100													
		資金不足比率													
		(N)/(P) × 100													
		資金不足比率													
		(N)/(P) × 100													

投資・財政計画

(単位:千円)

区 分		前年度 〔実績〕	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度	R17 年度
資本的収入	1. 企業価値	333,000	335,000	273,000	331,000	457,000	729,000	521,000	432,000	475,000	416,000	352,000	316,000	233,000
	うち資本費平準化債	191,000	332,000	268,000	312,000	340,000	380,000	343,000	374,000	383,000	355,000	331,000	291,000	226,000
	2. 他会計出資金													
	3. 他会計補助金	239,643	198,825	250,214	251,475	253,177	252,509	258,341	284,363	289,034	292,447	298,301	146,232	179,433
	4. 他会計借入金													
資本的収入	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金	21,077	6,832	10,000	38,000	425,000	1,401,000	716,000	233,000	378,000	247,000	86,000	101,000	29,000
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金	10,538	3,416	5,000	19,000	119,000	351,000	178,500	58,500	94,000	62,500	21,500	25,500	7,000
	9. その他	27,346	22,346	17,746	12,346	5,946	145							
資本的収入	計 (A)	631,604	566,419	555,960	651,821	1,260,123	2,733,654	1,673,841	1,007,863	1,236,034	1,017,947	757,801	588,732	448,433
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額													
	純計 (A)-(B)	631,604	566,419	555,960	651,821	1,260,123	2,733,654	1,673,841	1,007,863	1,236,034	1,017,947	757,801	588,732	448,433
	1. 建設改良費	42,154	13,664	20,000	76,000	663,000	2,103,000	1,073,000	350,000	566,000	372,000	129,000	152,000	43,000
	うち職員給与費													
資本的支出	2. 企業価値還金	562,250	531,029	519,460	563,826	591,328	630,669	622,217	660,972	670,130	645,947	628,801	436,732	405,433
	3. 他会計長期借入返還金	27,200	22,200	17,600	12,200	5,800								
	4. 他会計への支出金													
	5. その他													
	計 (D)	631,604	566,893	557,060	651,826	1,260,128	2,733,669	1,695,217	1,010,972	1,236,130	1,017,947	757,801	588,732	448,433
資本的収入	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)		474	1,100	5	5	15	21,376	3,109	96				
	1. 損益勘定留保資金		86	1,100	5	5		506		96				
	2. 利益剰余処分額													
	3. 繰越工事資金													
	4. その他		388				15	20,870	3,109					
資本的収入	計 (F)		474	1,100	5	5	15	21,376	3,109	96				
	補填財源不足額 (E)-(F)													
	他会計借入金残高 (G)	57,800	35,600	18,000	5,800									
	企業価値残高 (H)	6,154,921	5,958,892	5,712,432	5,479,806	5,345,478	5,443,809	5,342,592	5,113,620	4,918,490	4,688,543	4,411,742	4,291,010	4,118,577

(単位:千円)

区 分		前年度 〔実績〕	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度	R17 年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	122,195	118,854	119,429	119,667	87,463	86,396	91,323	94,814	93,422	92,684	90,328	86,787	84,445
	うち基準外繰入金	94,951	90,228	89,457	87,407	85,781	86,396	91,323	80,436	80,731	78,047	75,066	75,416	67,161
	計	217,146	209,082	208,886	207,074	173,244	172,792	182,646	175,250	174,153	170,731	165,394	162,203	151,606
資本的収支分	うち基準内繰入金	239,643	198,825	250,214	251,475	253,177	252,509	258,341	284,363	289,034	292,447	298,301	146,232	179,433
	うち基準外繰入金	136,718	131,198	131,256	131,256	131,256	131,256	131,116	131,116	131,116	131,116	131,116	131,116	131,116
	計	376,361	329,023	381,470	382,731	384,433	383,765	389,457	415,479	420,150	423,563	429,417	277,348	310,549
合計		361,838	317,679	369,643	371,142	340,640	338,905	349,664	379,177	382,456	385,131	388,629	233,019	263,878

Ⅵ 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

1 進行管理

徳島県流域下水道事業の経営の効率化を図り、安定的な事業運営を行うため、毎年度、PDCAサイクルによる進行管理を行い、経営戦略の実効性を確保するとともに、事業実施において問題点を把握しながら改善を図ります。

2 経営戦略の見直し

当該経営戦略は中長期的視点から経営基盤の強化を図ることとし、取り組むべき施策や投資財政計画を定めていますが、人口動態や社会情勢等の経営環境の変化を踏まえ、実態との乖離を確認・修正させるため、少なくとも5年に一度の頻度で改定を行っていきます。

Ⅶ 用語集

あ行

ウォーターPPP

公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式の総称

か行

改築

既存施設の老朽化等により施設の全部または一部（修繕に該当するものを除く）の再建設あるいは取替えを行うこと

業務継続計画（BCP）

地震等の災害の影響によって下水道機能が低下した場合であっても、下水道の業務を継続するとともに被災した機能を早期に復旧させる計画

経営戦略

公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画

経営比較分析表

経営指標の経年比較や他公営企業との比較などを行い、現状や課題等を的確に把握するとともに、住民の皆様によりわかりやすく説明するため、各地方公営企業が策定し公表している表

広域化・共同化

経営の持続性を確保するため、複数の市町村などが維持管理の共同化や下水汚泥の共同処理、污水处理施設の統廃合などを行うことによって、下水道事業をはじめとした污水处理事業の運営を効率化すること

公営企業会計

事業収入を主な財源として、独立採算の原則により特定の事業を経理する会計。公営企業会計の予算は、経営活動に伴って生じる収益（収入）と費用（支出）を表す収益的収支と、施設の新設・改築など建設改良のための費用や企業債償還金などの支出とその財源となる収入を表す資本的収支の2種類からなる。

公共用水域

水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のことをいう。河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路。ただし、下水道は除く。

国立社会保障・人口問題研究所

社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うことを通じて、国民の福祉向上に貢献することを目的として設立された、厚生労働省の施設等機関

コミュニティ・プラント

市町村が定める一般廃棄物処理計画に沿って設置され、管渠によって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設

コンセッション

公共施設等運営事業。施設の所有権を地方公共団体が有したまま、運営権を民間事業者を設定する方式

さ行

指定管理者（制度）

多様化する住民のニーズに効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理運営を、地方自治体が指定した「指定管理者」が行う制度

資本費平準化債

使用期間内の特定の時期に負担が集中しないよう均一にするために、過去に発行した地方債の償還に充当させるための地方債

終末処理場

下水道管によって送られた汚水について、河川や海などに放流する前に無害化処理を行う施設

浄化槽

所管省庁は環境省。浄化槽は便所及び台所と連結して、し尿またはし尿と雑排水を処理し、下水道法に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設。浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽とし尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽がある。

ストックマネジメント

目標とする明確なサービス水準を定め、下水道施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理するもの。

生活排水対策

生活排水とは炊事、洗濯、風呂、し尿など、日常生活にともなって家庭から出される排水のこと。生活排水対策としては、公共下水道の整備を促進することや、生活雑排水とし尿と一緒に処理できる合併処理浄化槽の普及などの対策が効果的であるとされている。

生活排水処理施設

家庭等から出る生活排水等を処理する施設の総称であり、下水道のほか、農業集落排水、浄化槽、コミュニティプラントなどがある。

接続率

「処理人口」に対する「接続人口」の割合。なお、公共下水道の終末処理場により下水の処理が開始されると、汲み取り便所の場合は、供用開始の日から3年以内に水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたもの）に改造しなければならない。また汲み取り便所以外の場合は、供用開始後遅滞なく公共下水道に流入させるための排水設備を設置しなければならない。

全体計画

概ね20～30年後の間で将来的な下水道施設の配置等を定める計画

た行

長寿命化計画

施設機能の継続的な確保及びライフサイクルコスト最小化の対策（改築・修繕）を効果的に実施することを目的とした計画。施設の点検・調査、診断に基づいて策定される。

地方公営企業

地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。事業例として、下水道のほか、上水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道などが挙げられる。

や行

有収水量

料金徴収の対象となる汚水量

流域下水道

効率的に下水を排除し処理するため、2以上の市町村からの公共下水道を収集し、一括処理するもので、終末処理場と幹線管渠からなる。

レジリエンス

「回復力、復元力、弾力性」といった意味を持つ言葉。災害との関連では、機能の維持・回復を通じて、災害の影響を適時にかつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力とされている。

A～Z（アルファベット）

D X（デジタル・トランスフォーメーション）

デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへ変革しようとする取組

G X（グリーン・トランスフォーメーション）

温室効果ガスを発生させる化石エネルギーを中心とした現在の産業構造・社会構造を、クリーンエネルギー中心へ転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取組

P F I（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方

P P P（パブリック・プライベート・パートナー）

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、「官民連携」とも呼ばれ、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものとされており、P F IはP P Pの代表的な手法の一つ